

○工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）の一部改正案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改 正 案	現 行
<p>（工事担任者を要しない工事）</p> <p>第三条 法第七十一条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、次とおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 適合表示端末機器、電気通信事業法施行規則第三十二条第一項第四号に規定する端末設備、同項第五号に規定する端末機器又は同項第七号に規定する端末設備を総務大臣が別に告示する方式により接続するとき。</p>	<p>（工事担任者を要しない工事）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 適合表示端末機器又は法第五十二条第一項の規定に基づき総務大臣の認可を受けて定める技術的条件に適合していること（同項に規定する技術基準に適合していることを含む。）について法第五十三条第一項に規定する登録認定機関若しくは法第百四条第二項に規定する承認認定機関が認定した端末機器を総務大臣が別に告示する方式により接続するとき。</p>

附 則

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年 月 日）から施行する。